

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、財産刑、自由刑等の裁判を的確に執行するため、検察官等の公務所又は公私の団体に対する照会権限について定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判の執行に関する公務所等に対する照会

検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

二、その他

過料の裁判を検察官の命令によって執行することを定める非訟事件手続法、民事訴訟法につき、一同様の規定を設ける。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。